

令和4年度自動車安全特別会計の運用益の使途等について

令和4年1月

国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施。

被害者保護増進事業

重度後遺障害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるように病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和3年7月現在)>
協力病院:202箇所、協力施設:136箇所

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備

事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談
- 救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催



自動車事故発生防止事業

安全総合対策事業

○ASV(先進安全自動車)の普及

- 運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施



自動車安全性能の評価

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



1. 被害者保護増進対策

○一貫症例研究型委託病床の拡充

…事故直後の早期に療護施設に患者を受け入れて治療・リハビリを行うことで、大きな治療改善効果が見られることから、(独)自動車事故対策機構が、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」を藤田医科大学病院に設置。

症例研究等を更に推し進めるため、一貫症例研究型委託病床を令和2年12月に5床拡充し、令和3年1月から患者の受入を開始。

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】 令和2年度決算額：7,350百万円の内数

○介護料の充実について

…自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援。

令和2年度予算において日々の介護経費の支援を充実させる観点で、支給額の見直しを実施。

さらに、支給対象について、介護料受給者から特に強い要望のあったパルスオキシメーター等の品目を追加する拡充を実施。

例：特I種の介護料支給額

月額：85,310円～211,530円(R2.4.1～) 82,810円～209,430円(～R2.3.31)

【自動車事故対策費補助金(介護料の支給)】 令和2年度決算額：3,925百万円

○介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実

…在宅重度後遺障害者の生活支援については、介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、後遺障害を負われた方々の受入環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームに対し、設備導入や介護人材確保に係る経費を補助。令和2年度補助対象事業者として、54事業者(障害者支援施設 49者、グループホーム 5者)を選定。

【自動車事故対策費補助金(在宅生活支援環境整備事業)】 令和2年度決算額：128百万円

2. 自動車事故発生防止対策

○自動車アセスメント事業の充実

…自動車等の安全性能の評価・公表を行う自動車アセスメント事業について、更なる事故削減に向けて「交差点」における「衝突被害軽減ブレーキ」や現在の事故実態により近い「新たな前面衝突」の調査研究を行う等、一層充実した取組を推進。

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】 令和2年度決算額：7,350百万円の内数

1. 被害者保護増進対策

○介護料の充実について

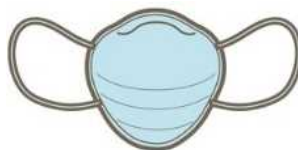
...自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援。令和3年度において、感染症対策に万全を期するために必要性が認められる、消毒液や医療マスク等を支給対象に追加。

支給対象に追加

消毒液



医療用マスク



非接触体温計



その他消耗品等

【自動車事故対策費補助金(介護料の支給)】 令和3年度予算額: 3,945百万円

○介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実

...在宅重度後遺障害者の生活支援については、介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、引き続き、後遺障害を負われた方々の受入環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームに対し、器具導入や介護人材確保に係る経費を補助。

令和3年度においては、人材雇用費の対象に看護職員や理学療法士等を追加する拡充を実施。

【自動車事故対策費補助金(在宅生活支援環境整備事業)】 令和3年度予算額: 324百万円

2. 自動車事故発生防止対策

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】 令和3年度予算額: 7,442百万円の内数

○自動車アセスメント事業の充実

...自動車等の安全性能の評価・公表を行う自動車アセスメント事業について、性能評価の対象に、「被害軽減ブレーキ(対自転車)」を追加するための最終検討や予備試験等を行う。更に歩行者保護試験において、aPLI(より生体忠実度の高い脚部インパクト)の導入に向けた調査研究を行う等、一層充実した取組を推進する。

1. 被害者保護増進対策

○介護料の充実

【自動車事故対策費補助金(介護料の支給)】 令和4年度予算額(案): 4,095百万円

...自動車事故により常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対し、日常生活において抱える経済的負担を軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援。令和4年度では、リハビリ目的で短期入院を利用する場合における1回あたりの利用日数の上限を30日までに拡大する。

○療護施設の老朽化対策

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】 令和4年度予算額(案): 7,638百万円の内数

...自動車事故による遷延性意識障害者に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターを設置して質の高い治療・看護を提供しているところ、経年劣化が進行。令和4年度では、療護センターの老朽化対策に加え、「リハビリの充実」など時代によって変化するニーズを的確に捉え、老朽化対策に合わせて最適な機能強化に取り組むための調査・研究を実施する。

○介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実

【自動車事故対策費補助金(在宅生活支援環境整備事業)】 令和4年度予算額(案): 373百万円

...在宅重度後遺障害者の生活支援については、介護者が様々な理由により介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、引き続き、後遺障害を負われた方々の受入環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームに対し、器具導入、人材確保、求人情報発信や研修等の受講に係る経費を補助する。

2. 自動車事故発生防止対策

【(独)自動車事故対策機構運営費交付金】 令和4年度予算額(案): 7,638百万円の内数

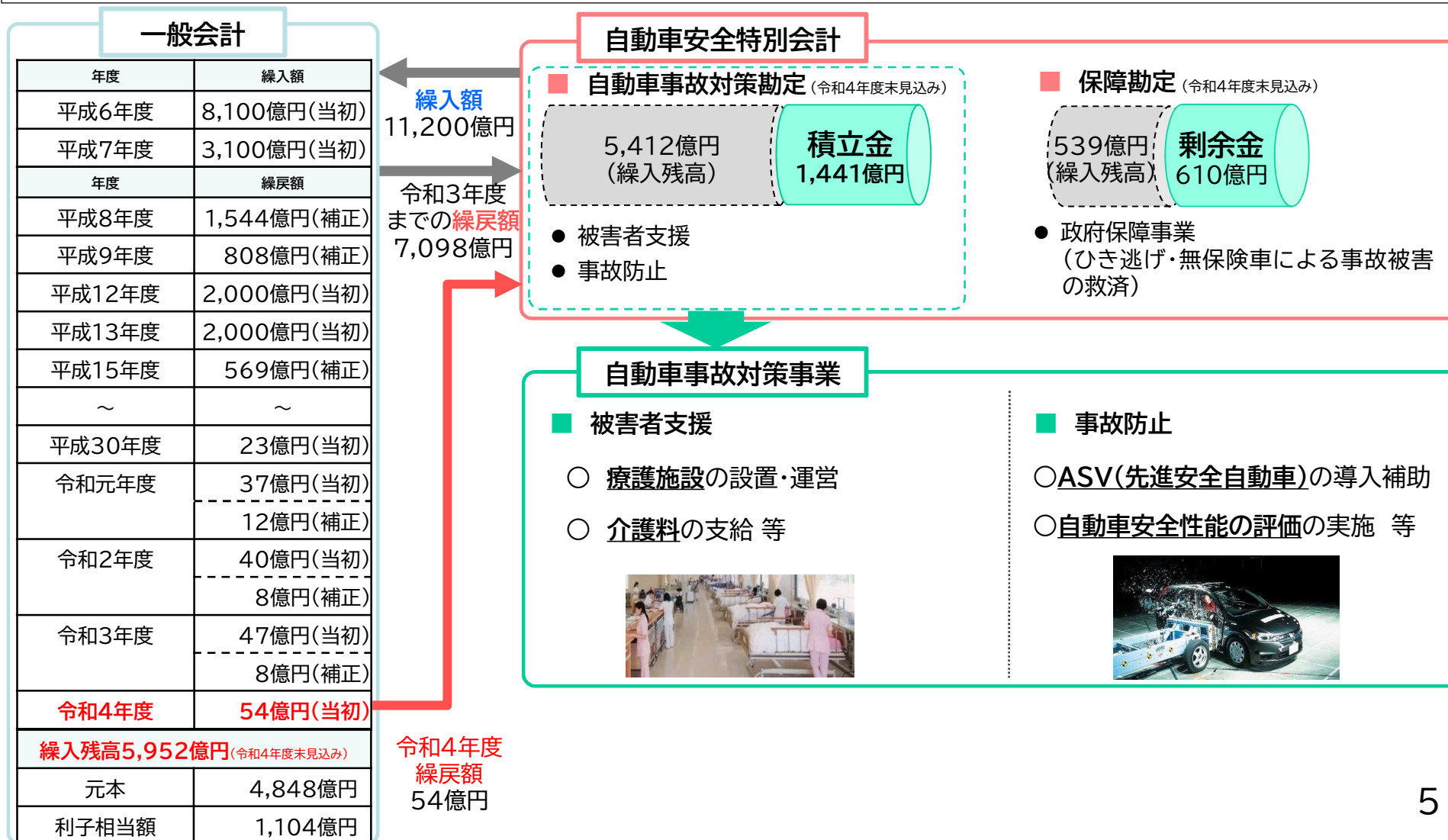
○自動車アセスメント事業の充実

...自動車等の安全性能の評価・公表を行う自動車アセスメント事業について、性能評価の対象に、「被害軽減ブレーキ(対自転車)」を追加し、新たな評価項目の設定のため、「被害軽減ブレーキ(交差点)」の評価に向けた調査を実施する等、一層充実した取組を推進する。

自動車事故対策業務 予算の推移 (単位: 百万円)	令和2年度	令和3年度 (a)	令和4年度 (案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
	14,352	14,423	14,709	286	1.02

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6,000億円が繰り戻されていない状況。
- 毎年度の繰戻額は、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。
- 令和4年度当初予算において、繰戻額は54億円に増額。

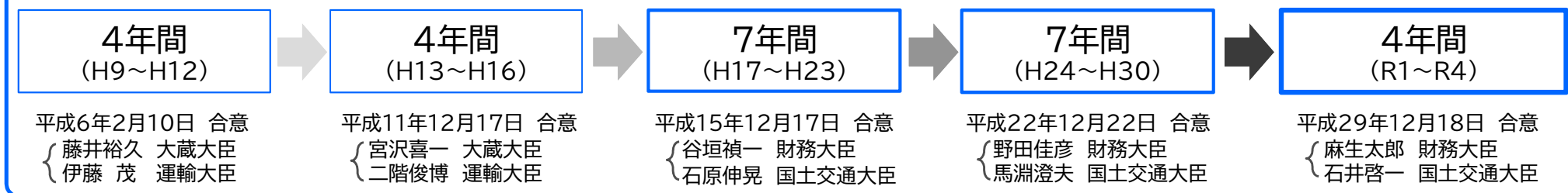


一般会計からの繰戻しに関する 新たな大臣間合意について

令和4年1月24日

一般会計からの繰戻しに係る大臣間合意とこれまでの経緯

これまでの大臣間合意における繰戻し期限



大蔵大臣・運輸大臣間合意（平成6年2月10日）

1. 一般会計への繰入れは、平成6年度限りの臨時異例の措置として行うものとする。
2. 自賠特会から一般会計への繰入金相当額は、原則として平成9年度から平成12年度（※）までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰り戻すこととする。
 （※）平成29年の財務大臣・国交大臣合意等により、下線部は、「平成31年度から平成34年度」と改められた。

財務大臣・国土交通大臣間合意（平成29年12月18日）

1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、平成30年度において、2,320,307千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成24年度から平成30年度」を「平成31年度から平成34年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、平成34年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。

これまでの合意との違い

① 令和4年度予算案における令和3年度繰戻額からの増額

7億円増【47億円(令和3年度) → 54億円(令和4年度)】

② 新たな大臣間合意の期限

令和5年度から令和9年度まで【5年間】

③ 令和5年度以降の繰戻し額の目安の提示

「令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえること」を初めて明記

④ 令和5年度以降における繰戻しの継続

「一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこと」を初めて明記

⑤ 安全・安心な自動車社会実現のための賦課金制度の検討

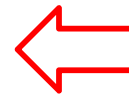
「関係者の理解を得つつ、賦課金制度の検討を行い、早期に結論を得ること」を記載

勘定の安定性確保に向けて令和5年度以降の繰戻し額の目安と繰戻し継続を約束する画期的な内容を明記
返済計画の大枠の提示を受け、自動車事故対策事業の安定性確保に向けた賦課金の検討を実施

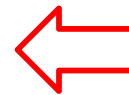
財務省と国土交通省は、「被害者やそのご家族が安心して生活できる社会の実現」に取り組む

新たな大臣間合意の本文とポイント

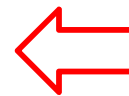
1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、令和4年度において、5,400,000千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（蔵計第238号、自保第38号）記2の「平成31年度から平成34年度」を「令和5年度から令和9年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。
 ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、令和9年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。
4. また、安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこととし、あわせて、平成13年の自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律に係る衆参両院の附帯決議を踏まえ、関係者の理解を得つつ、賦課金制度について令和5年度以降の可能な限り速やかな導入に向けた検討を行い、早期に結論を得ることとする。



繰戻額の増額
【令和3年度:47億円 → 令和4年度:54億円】



新たな大臣間合意の期間は「5年」



令和5年度以降の繰戻額の目安の提示

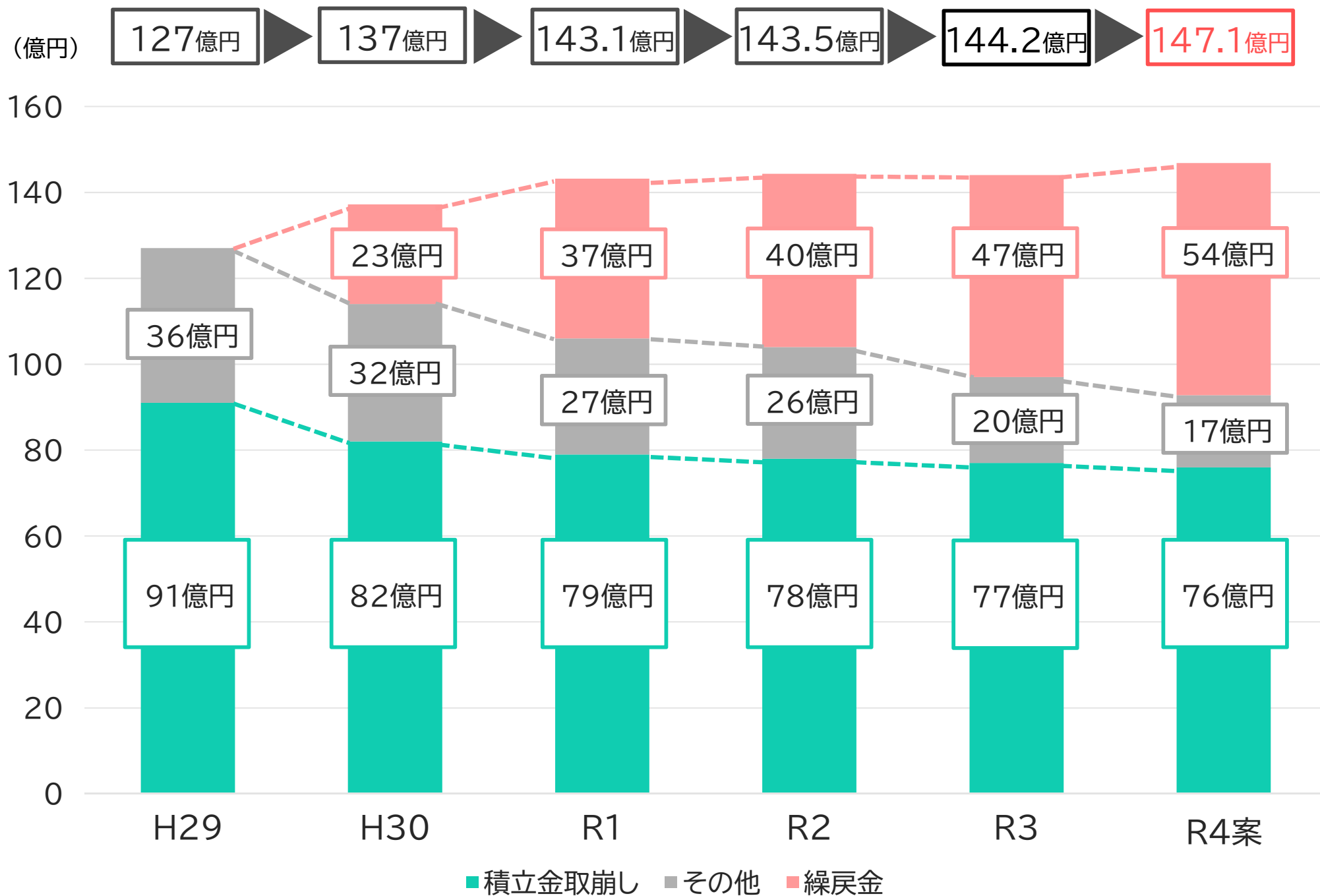


令和5年度以降における繰戻しの継続



賦課金制度の検討

自動車安全特別会計における歳入の推移



今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する 検討会について

令和4年1月24日

「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の開催

背景

被害者支援・事故防止のさらなる充実

被害者支援

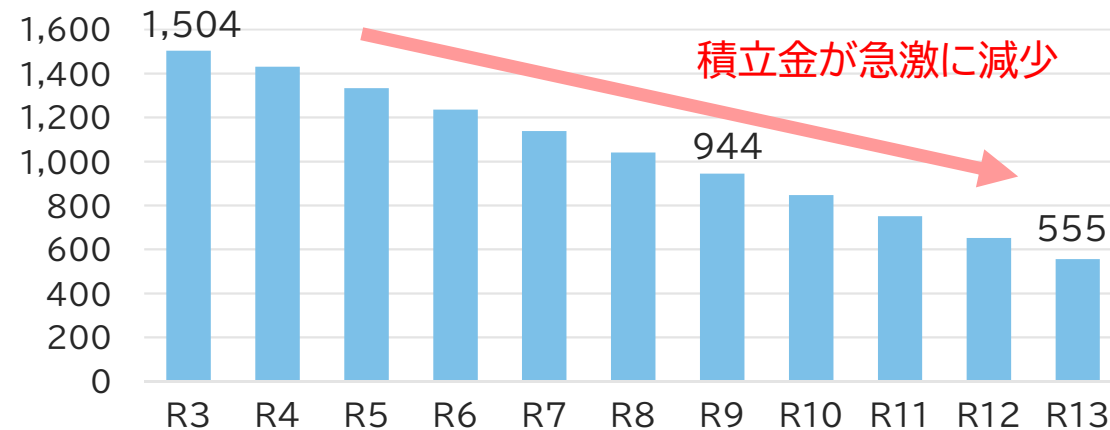
- ✓ 治療・リハビリ機会の充実
- ✓ 介護者なき後の対策強化

事故防止

- ✓ 安全な自動車の開発・普及促進
- ✓ 安全な使用の確保・医療連携

事故被害者の声に寄り添ったこれらの施策を実現するためには**財源確保が必要不可欠**

財源の枯渇



施策充実の財源を積立金に依存すると
繰戻しが継続しても積立金は急減し、いずれ枯渇

自動車事故対策勘定の**持続可能な仕組みへの転換**に向けた検討が必要

今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会

座長: 藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授

検討会委員の構成

自動車
ユーザー団体

事故被害者・
遺族団体

学識経験者

令和3年8月に設置

クルマ社会の構成員の方々とともに、「共助」の視点に立った対応策を検討

- ・第1回…8月27日
- ・第2回…9月30日
- ・第3回…10月28日
- ・第4回…11月26日
- ・第5回…12月27日
- ・第6回…1月17日

ポイント

① 平成13年自動車損害賠償保障法改正時に定めたスキームの破綻

平成13年制度改正時 積立金運用益収入により事故対勘定の歳出相当分の歳入を確保



現 在 金利水準の著しい低下により積立金運用益収入で事故対勘定の歳出相当分の歳入を確保できず積立金の取り崩しにより、財源がいずれ枯渇する状況

② 一般会計の厳しい財政事情を踏まえつつ、繰戻しも含めた今後の財源のあり方の検討

一般会計からの繰戻しが引き続き行われるべきは当然であるが、一般会計からの新型コロナウイルス感染症対策に伴い現在の財政事情は過去に例がなく厳しい状況

③ 施策の充実を図りつつ、自動車ユーザーの負担感を軽減するための措置の検討

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会報告書」等を踏まえ、施策の拡充が必要
積立金の残余がある現時点から少しずつ負担をいただくなど、将来世代を含めた自動車ユーザーの負担軽減も踏まえた施策拡充のための安定的財源の確保策が必要

④ 具体的な賦課金額、自動車事故対策事業として取組む施策の精査には十分な時間が必要

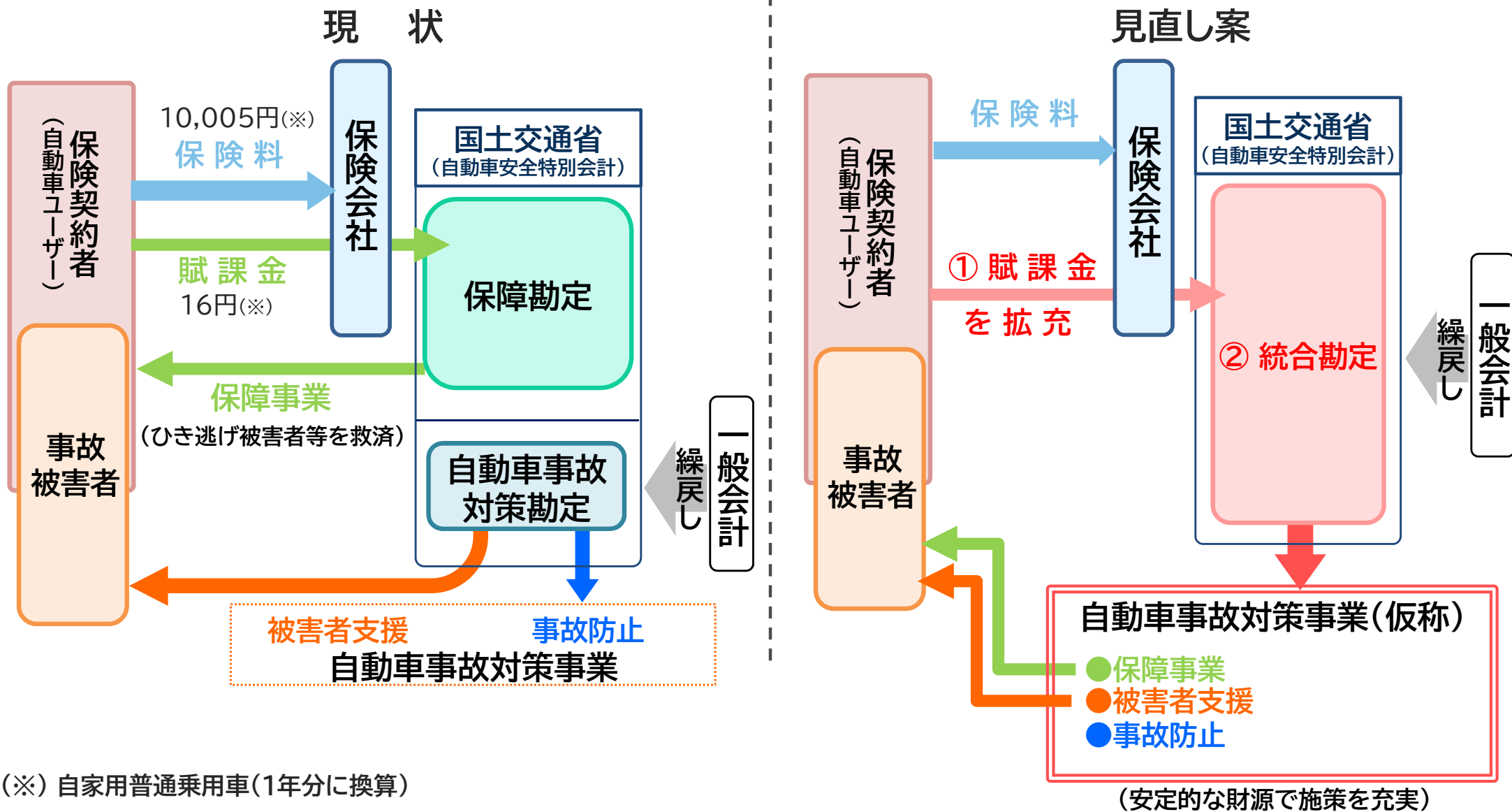
賦課金導入の必要性については一般会計からの繰戻しの継続を前提として、共通理解を得られてるものの、詳細な賦課金額の水準、自動車事故対策事業の歳出のあり方については十分な議論の時間が必要

- | | |
|------------|--|
| 令和4年 1月17日 | 第6回 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会 中間取りまとめ |
| 令和4年 3月以降 | 第〇回 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">詳細な賦課金額の水準、自動車事故対策事業の歳出のあり方を検討
(1~2ヶ月に1回程度の頻度で実施)</div> |
| 令和4年 秋頃 | 第〇回 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会 最終とりまとめ |

これまでの議論を踏まえた論点整理

財源確保に関する議論

- ① 自動車事故対策事業の安定的な財源を確保するため、**賦課金の額の充実**と**用途拡大**を図ってはどうか。
- ② 保障勘定と自動車事故対策勘定を**1つの勘定に統合**し、業務の合理化を図ってはどうか。



背景・必要性

- <自動車事故対策に関する現状の取組>
- 国土交通省において、「自動車事故対策事業」により被害者支援や事故防止を推進
- <現行制度を巡る課題>
- 介護者の高齢化や技術革新等により必要な支援が多様化
 - リハビリ機会の充実等による被害者支援のさらなる充実や先進的な安全技術の普及等による事故防止の一層の推進が必要不可欠
 - 一方、「自動車事故対策事業」は、法的に「当分の間の措置」と位置づけられ、積立金とその運用益のみを財源としているが、運用益に頼ったスキームは昨今の金利情勢により破綻しており、当該財源はいずれ枯渇し、継続が困難となるおそれ

●被害者支援



療護施設の設置・運営



在宅療養中のリハビリ支援



介護料の支給・訪問支援

●事故防止



先進安全自動車の導入支援



自動車安全性能の評価

一般会計からの繰戻しを前提として、「**自動車事故対策事業**」を持続的に実施できる仕組みへの転換が必要

対応の方向性

持続可能な仕組みへの転換

- 被害者支援・事故防止の充実
 - 運用益で賄う当初スキームの崩壊
 - 厳しい国の財政事情
-
- 一般会計からの繰戻しの継続を前提に、**安定的な財源を確保**すべき

安定的な財源確保のあり方

- 一般会計からの繰戻しの継続
 - 受益と負担の関係性の明確化
 - ユーザー負担の抑制
-
- 事故対勘定と保障勘定を統合の上、**賦課金を拡充し、安定的な財源を確保**

安定的な財源の用途

- 負担者である自動車ユーザーの納得感
-
- 用途の明確化、定期的な効果検証を行うべき**

導入時期

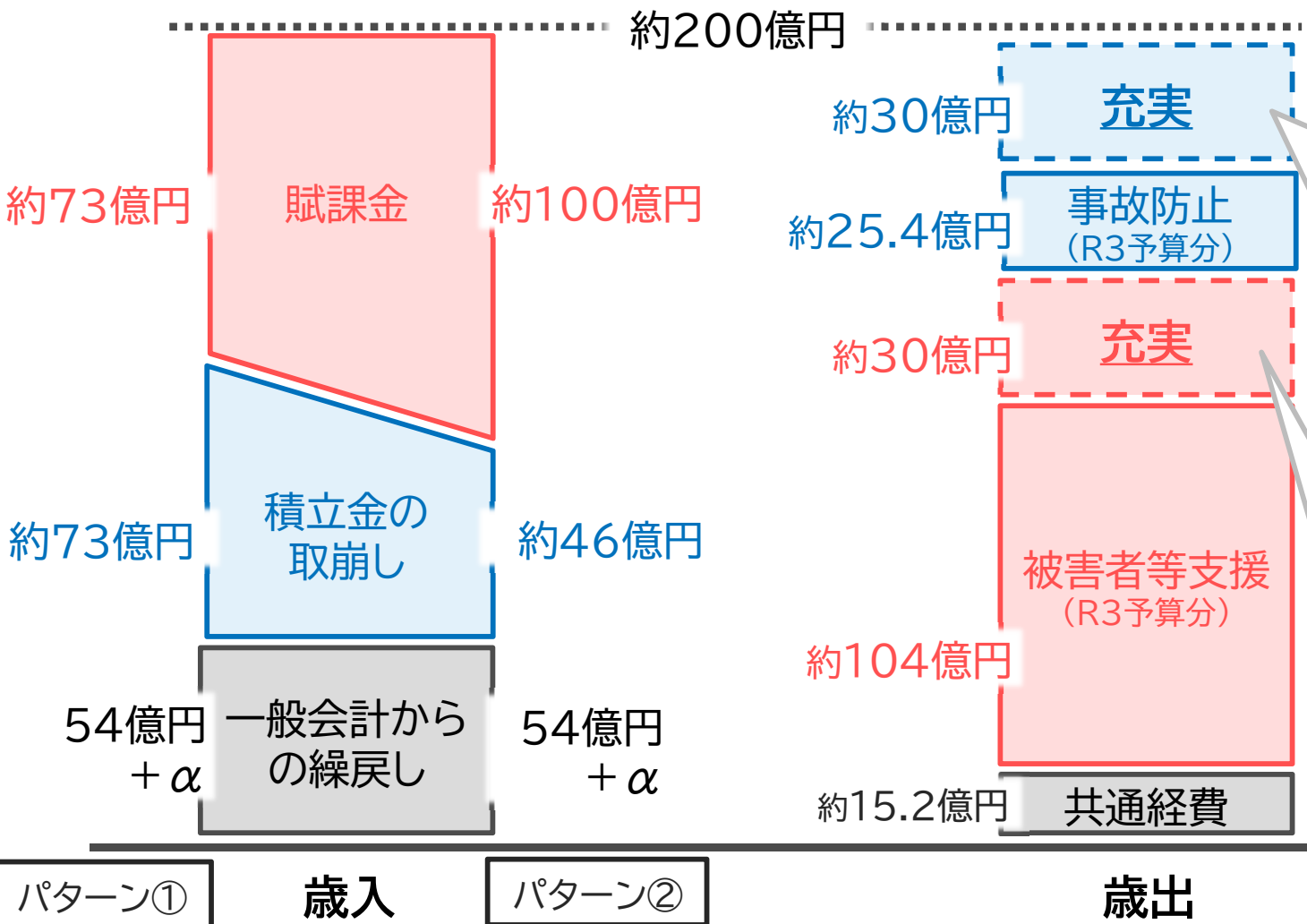
- 可能な限り早期に安定的な財源の確保が必要
-
- 準備期間を踏まえつつ、可及的速やかに制度設計**

周知・広報

ユーザーの理解を得るため、安定的な財源の必要性を含め、被害者支援等の周知・広報を見直し

【参考】 今後の自動車事故対策事業の歳出規模の試算

事故防止及び被害者支援として今後必要な施策を行う場合には、それぞれ約30億円の追加予算が必要(歳出全体200億円規模)



事故防止	
事業項目	
自動車安全性能の見える化	
先進的な安全技術の普及促進	
運行管理の高度化	
飲酒・健康起因事故対策	
事故原因分析の強化	
過労運転防止対策の強化	
その他事故防止に資する事業	

被害者等支援	
事業項目	
療護施設の充実 (老朽化対策・リハビリ強化)	
介護者なき後対策の強化	
短期入院・入所協力事業の充実	
脊髄損傷者の中長期入院	
高次脳機能障害者の社会復帰支援	
事故被害者・遺族等に対する情報提供の充実	
その他被害者等の救済に資する事業	

※現時点において想定しうる最大値である150円を超えない、できる限りユーザー負担の抑制を考慮した水準を、長期に渡って維持する観点から引き続き検討

自動車安全特別会計運用益活用事業(総括表)

(単位:千円)

	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
1. 被害者保護増進対策						
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金	7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構 施設整備費補助金	139,640	126,280	359,144	441,100	81,956	22.8
(3) 自動車事故対策費補助金	5,001,328	4,679,896	5,029,083	5,303,421	274,338	5.5
2. 自動車事故発生防止対策						
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金	7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
(2) 自動車事故対策費補助金	873,754	831,534	853,467	879,088	25,621	3.0
(3) 自動車事故対策委託費	61,064	56,550	60,752	60,752	0	0.0

※ 単位未満は四捨五入。

自動車安全特別会計運用益活用事業

国土交通省

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	
○療護施設の設置・運営 ・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護施設を設置・運営する。							
○訪問支援 ・介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談への対応や各種情報の提供等を実施する。		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
○交通遺児等貸付 ・交通遺児等に対する生活資金の貸付け等を行う。							
○自動車アセスメント等 ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。							
(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金 【独立行政法人自動車事故対策機構】		139,640	126,280	359,144	441,100	81,956	22.8
・自動車事故による重度後遺障害者に適切な治療と看護を行う療護センターの施設を整備する。							
(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】 【独立行政法人自動車事故対策機構】		3,928,821	3,925,739	3,945,056	4,094,565	149,509	
○介護料支給 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して介護料を支給する。		3,816,546	3,875,860	3,841,763	3,982,290	140,527	3.8
○短期入院・入所費助成 ・自動車事故による重度後遺障害者に対して短期入院・入所費を助成する。		112,275	49,879	103,293	112,275	8,982	
○回収不能債権補填金 ・交通遺児等に対する貸付金債権のうち、回収不能債権を補填する。		0	0	0	0	0	

1. 被害者保護増進対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(4) 自動車事故医療体制整備事業【自動車事故対策費補助金】		478,005	180,669	491,339	615,856	124,517	
○救急医療機器整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。【医療機関】		10,185	10,000	10,185	0	△ 10,185	25.3
○短期入院・入所協力事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備及び強化に要する経費の一部を補助する。【医療機関、障害者施設】		154,520	42,892	156,956	200,856	43,900	
○社会復帰促進事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、高次脳機能障害者の機能訓練を受け入れる事業所に対する受入体制の整備等に要する経費の一部を補助する。【障害者施設(機能訓練等)】		-	-	-	42,000	皆増	
○在宅生活支援環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)等に地域の障害者支援施設やグループホームでの支援を受け生活することができるよう、受入施設に対する設備導入や介護人材確保に要する経費の一部を補助する。【障害者施設、グループホーム】		313,300	127,777	324,198	0	△ 324,198	
○自動車事故被害者受入環境整備事業 ・自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の介護者が亡くなって介護をする人がなくなった場合(いわゆる「介護者なき後」)の受け皿を整備するため、グループホーム等を新設する際に必要となる経費の一部を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費の一部を補助する。【グループホーム、障害者施設】		-	-	-	373,000	皆増	
(5) 自動車事故相談及び示談あっ旋事業【自動車事故対策費補助金】		570,910	556,715	570,000	570,000	0	0.0
・自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する(事故相談事業、示談あっ旋事業、電話相談事業、相談員等研修事業、高次脳機能障害相談事業)。【(公財)日弁連交通事故相談センター】							
(6) 交通遺児育成給付金支給事業【自動車事故対策費補助金】		23,592	16,773	22,688	23,000	312	1.4
・交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。【(公財)交通遺児等育成基金】							

2. 自動車事故発生防止対策

(単位：千円)

事業の内容(令和4年度(案))	【 】内は補助対象事業者	令和2年度 予算額	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額 (a)	令和4年度 予算額(案) (b)	増減額 (b-a)	増減率 (%)
(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金【独立行政法人自動車事故対策機構】		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	
○指導講習、適性診断 ・運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断を実施する。		7,350,029 の内数	7,350,029 の内数	7,442,537 の内数	7,637,590 の内数	-	-
○自動車アセスメント等 ・自動車アセスメント等の事故発生防止及び被害者保護に関する調査・研究を行う。<再掲>							
(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策費補助金】		873,754	831,534	853,467	879,088	25,621	3.0
○事故防止対策支援推進事業 ・自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取り組みの促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。【自動車運送事業者等】							
(3) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策委託費】		56,751	56,550	56,550	56,550	0	0.0
事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的課題の解明などを行うなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外部委託する。【当該事業を受託する者】							
(4) 自動運転車等事故分析事業【自動車事故対策委託費】		4,313	0	4,202	4,202	0	0.0
自動運転車の事故が発生した場合、その原因は事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、ドライバーの対応状況など様々な要因が考えられることから、総合的な事故調査・分析を客観性、真正性を確保した形で実施する体制を確立するため、自動運転車の事故の調査分析に係る業務を外部に委託し、速やかな事故原因の究明に取り組む。【当該事業を受託する者】							

令和2年度自動車安全特別会計運用益活用事業の内容

1. 被害者保護増進対策

補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞	補助等対象事業の内容（概要）	備考
<p>(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜7,350,029千円の内数（7,350,029千円の内数）＞</p>	<p>★ 運営費交付金を交付し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者やそのご家族の方からの介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援を、前年度末介護料受給者4,684人のうち3,541人(75.6%、対前年度比+2.6%)に対して実施。データベースの一元管理等によるデータの整理分析・共有を効率的に実施するとともに、訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用するなど、より効果的な訪問支援業務を推進。</p> <p>○ 千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターをそれぞれ民間法人に委託して運営。また、北海道地区、関東西部地区、北陸地区、近畿地区、四国地区及び九州地区において一般病院に療護施設機能の委託を行い運営。さらに、中部地区にて一貫症例研究型病床の運営。</p> <p>○ 交通遺児等交付金を62人に対して行うとともに、交通遺児等の支援に関する一般向け周知活動として、交通遺児等による写真コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示。被害者家族の精神的支援のため、「友の会だより」を発行するとともに、「友の会の集い」等(参加者480人)を実施。</p> <p>○ 自動車アセスメントにおいて、衝突安全性能評価・予防安全性能評価・事故自動通報装置を統合し「自動車安全性能2020」として、10車種の自動車の評価、及び5機種のチャイルドシートに対する評価を実施し、その結果を情報提供。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>(2) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜126,280千円（139,640千円）＞</p>	<p>★ 施設整備費を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 千葉療護センターにおいてコンピュータ断層撮影装置(CT)、東北療護センターにおいて高圧蒸気滅菌装置の更新を実施。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>(3) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料等の支給等【自動車事故対策費補助金】 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜3,925,739千円（3,928,821千円）＞</p>	<p>★ 介護料等を補助し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、被害者保護の増進を図る。</p> <p>○ 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料を4,818人(前年度比+0.5%)に支給するとともに、介護相談及び「ほほえみ」による情報提供を実施。</p> <p>○ 自動車事故による重度後遺障害者の短期入院・入所費を1,030人(前年度比-28.8%)に助成。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>(4) 自動車事故医療体制整備事業【自動車事故対策費補助金】 【医療機関等】 ＜180,669千円（478,005千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助する。救急医療機関数 1病院</p> <p>○ 森山記念病院(東京)に対して実施。</p> <p>○ 補助対象医療機器の内容はMRI、CT、X線TV装置等。</p> <p>★ 自動車事故被害者の救済を図るため、在宅の重度後遺障害者の短期入院・入所を受け入れる病院・施設に対する受入れ体制の整備及び強化に要する経費並びに「介護者なき後」に備えた後遺障害を負われた方々の受入環境の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 短期入院・入所協力事業による補助を行った短期入院医療機関等数は36ヶ所(延べ)。補助対象経費の内容は特殊浴槽、シャワーストレッチャー、電気刺激装置などの医療器具の導入経費、療護センターにおける研修参加経費等。</p> <p>○ 在宅生活支援環境整備事業による補助を行った事業者数は54事業者。補助対象経費の内容は特殊浴槽、介護ベッド、介護リフトなどの医療器具の導入経費、介護人材の確保に要する経費。</p>	<p>○ 各補助事業者から実績報告書を受領。</p> <p>○ 国土交通省において立入検査を実施。</p>
<p>補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞</p>	<p>補助等対象事業の内容（概要）</p>	<p>備考</p>
<p>(5) 自動車事故相談及び示談あっ旋事業【自動車事故対策費補助金】 【(公財)日弁連交通事故相談センター】 ＜556,715千円（570,910千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 事故相談件数31,407件、前年度比15%減。</p> <p>○ 示談あっ旋件数1,077件、前年度比15.1%減。示談あっ旋成立率78.9%。</p> <p>○ 電話相談件数1,018件、前年度比0.1%減。</p> <p>○ 高次脳機能障害相談件数38件、前年度比19.2%減。</p> <p>○ 相談員等研修事業受講者数0名。</p>	<p>○ 補助事業者から実績報告書を受領。</p> <p>○ 国土交通省において立入検査を実施。</p>
<p>(6) 交通遺児育成給付金支給事業【自動車事故対策費補助金】 【(公財)交通遺児等育成基金】 ＜16,773千円（23,592千円）＞</p>	<p>★ 交通遺児に対して、その育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>○ 交通遺児の新規加入者数は27名。(R2年度末現在の加入者総数は488名)</p>	<p>○ 補助事業者から実績報告書を受領。</p> <p>○ 国土交通省において立入検査を実施。</p>

※千円未満は四捨五入による。

2. 自動車事故発生防止対策

補助等対象事業【補助等対象事業者】 ＜実績額（予算額）＞	補助等対象事業の内容（概要）	備考
<p>(1) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 【独立行政法人自動車事故対策機構】 ＜7,350,029千円の内数（7,350,029千円の内数）＞</p>	<p>★ 運営費交付金を交付し、独立行政法人自動車事故対策機構法に基づく業務を確実、効率的かつ効果的に実施することにより、自動車事故の防止を図る。</p> <p>○ 運行管理者等の指導講習を実施し、107,801人(前年度比-12.9%)が受講。</p> <p>○ 運転者の適性診断を実施し、411,473人(前年度比-13.8%)が受診。</p> <p>○ 自動車アセスメントにおいて、衝突安全性能評価・予防安全性能評価・事故自動通報装置を統合し「自動車安全性能2020」として、10車種の自動車の評価、及び5機種のチャイルドシートに対する評価を実施し、その結果を情報提供。【再掲】</p> <p>○ 更なる事故削減に向けて「交差点」における「衝突被害軽減ブレーキ」や現在の事故実態により近い「新たな前面衝突」の調査研究を行う等、一層充実した取組を推進。</p>	<p>○ 国土交通省において、業務実績等について評価を実施。</p> <p>○ 業務実績報告書を受領。</p>
<p>(2) 自動車運送事業の安全総合対策事業【自動車事故対策費補助金】 【自動車運送事業者等】 ＜831,534千円（873,754千円）＞</p>	<p>★ 自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図るため、ASV、デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの普及、社内安全教育及び過労運転防止のための先進的な取組の促進といった自動車運送事業の安全に資する施策に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>○ 事故防止対策支援推進事業 ＜先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援＞ 事業用自動車の衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置等の導入に対する補助。 (1,709事業者へ事業費の1/2を補助)</p> <p>＜運行管理の高度化に対する支援＞ 自動車運送事業者の運行管理の高度化に係る機器(デジタコ、ドラレコ等)の導入に対する補助。 (1,216事業者へ事業費の1/3を補助)</p> <p>＜過労運転防止のための先進的な取組に対する支援＞ 自動車運送事業者の過労運転防止に資する機器(IT点呼機器等)の導入に対する補助。 (397事業者へ事業費の1/2を補助)</p> <p>＜社内安全教育の実施に対する支援＞ 自動車運送事業者の社内安全教育の実施に対する補助。 (13事業者へ事業費の1/3を補助)</p>	<p>○ 各補助事業者から実績報告書を受領。</p>
<p>(3) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化事業【自動車事故対策費補助金】 【当該事業を受託する者】 ＜56,550千円（56,751千円）＞</p>	<p>★ 事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故の背景にある組織的・構造的な問題の解明を図るなど、高度かつ、複合的な事故要因の調査・分析の一層の充実とこれに基づく有効な再発防止策の提言の強化を図るため、事業用自動車事故調査委員会に係る業務(重大事故の調査や提言など)を外部委託する。</p>	<p>○ 受託事業者から報告書を受領。</p>
<p>(4) 自動車運送事業者等事故分析事業【自動車事故対策費補助金】 【当該事業を受託する者】 ＜0千円（4,313千円）＞</p>	<p>★ 自動車運送事業者の事故が発生した場合、その原因は事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、ドライバーの対応状況など様々な要因が考えられることから、総合的な事故調査・分析を客観性・真正性を確保した形で実施する体制を確立するため、自動車運送事業者の事故の調査分析に係る業務を外部に委託し、速やかな事故原因の究明に取り組む。</p>	<p>○ 受託事業者から報告書を受領。</p>

※千円未満は四捨五入による。